

第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

	基本指針枠組み案	記載すべき事柄(案)
	<p>＜今後の取組の方針及び取組が必要な事項＞</p>	
<p>第十四条 (第十二 条)</p>	<p>1) アレルギー疾患の重症化予防及び症状軽減に関する知識、教育の普及</p> <p>①生活環境のアレルギー疾患への影響についての啓発及び知識の普及</p> <p>②学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進</p> <p>③その他</p>	<p>・最新の情報に基づいた正しい知見や情報の提供(法)</p> <p>・学校におけるアレルギー疾患のある児童生徒等への理解や適切な対応を図るため、養護教諭を中心とした教職員への研修</p> <p>・HPを活用したアレルギー疾患に関する知識、教育の普及</p>
<p>第十五条 (第十二 条)</p>	<p>2) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する生活環境の改善</p> <p>①大気汚染の防止</p> <p>②森林の適正な整備</p> <p>③アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実</p> <p>④建築構造等の改善の推進</p> <p>⑤その他</p>	<p>・大気汚染の防止(法)</p> <p>・森林の適正な整備(法)</p> <p>・アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実(法)</p> <p>・アレルギー物質を含む食品に関する表示等についての科学的検証</p> <p>・建築構造等の改善の推進(法)</p>

第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項		
	基本指針枠組み案	
	記載すべき事柄(案)	
	<今後の取組の方針及び取組が必要な事項>	
第十六条	<p>1) 学会と連携した医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者の育成(法) ・非専門医の質の向上 ・関係学会や医師会等と連携した研修会の実施 ・関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の有効活用 ・大学等での教育におけるアレルギー分野の更なる充実
第十七条	<p>2) 居住地域に関わらず適切なアレルギー疾患医療が受けられるよう、専門的なアレルギー疾患医療提供機関の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の正しい医学的根拠に基づいた標準治療の普及及び均てん化(関係学会及び医師会と協力) ・各医療圏におけるアレルギー疾患医療に係る医療従事者の人材育成 ・人材育成により、アレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者の地域偏在に起因する医療格差を是正 ・HP等を通じたアレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医療従事者及びアレルギー疾患医療提供機関の周知
	<p>3) 成育医療研究センター、国立病院機構、その他医療機関の連携協力体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成育医療研究センター及び国立病院機構相模原病院を中心に、アレルギー疾患医療に関する最新の正しい情報の提供、医療従事者の育成、研究を推進

第4 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項		
基本指針枠組み案		記載すべき事柄(案)
<今後の取組の方針及び取組が必要な事項>		
第十九条	1) 疫学研究、基礎研究及び臨床研究の促進、並びに成果が活用されるための施策	
	①アレルギー疾患の本態解明	・アレルギー疾患の本態解明(法)
	②革新的なアレルギー疾患の予防、診断、治療方法の開発	・革新的なアレルギー疾患の予防、診断、治療方法の開発(法)
	③その他の罹患率の低下、重症化予防、症状軽減に資する事項	・疫学研究の充実及びそれに基づいた標準治療の確立、普及、均てん化に向けた研究の推進 ・エビデンスに基づいたガイドラインの作成 ・標準治療の普及や均てん化を行うための方法、定期的な評価方法、フィードバック方法の研究、開発
2) 医薬品、医療機器等の治験迅速化のための環境整備	・アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の治験の迅速化に向けた環境の整備(法)	

第5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項		
基本指針枠組み案		記載すべき事柄(案)
	1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持、向上のための施策に関する事項	
第十八条	①保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・関係学会等と連携し、研修会等を実施 ・関係学会等が有するアレルギー専門資格の認定制度の有効活用 ・学校等の教育におけるアレルギー分野の更なる充実
	②アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に必要な施策 ア) アレルギー疾患医療を適切に提供するための学校、職場等と医療機関との連携協力体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所、その他子どもが集まる場所と地方公共団体、医療機関との協力体制の確保に努める
	イ) 学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、福祉的、教育的援助に関する研修の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患の正しい知識の習得、訓練(法) ・学校におけるアレルギー疾患のある児童生徒等への理解や適切な対応を図るため、養護教諭を中心とした教職員への研修
	ウ) アレルギー疾患を有する者、その家族に対する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係学会等と連携したアレルギー相談センター事業の充実
	エ) アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための教育推進 オ) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料やアレルギー疾患対策総合Webサイト等を活用した周知
第二十条	2) 地域の事情に応じたアレルギー疾患対策の推進 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、第十四条から第十八条の施策を講ずるよう努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた施策(法) ・地方公共団体は、アレルギー疾患を統括するアレルギー疾患部署または担当者を設置するよう努める
	3) 災害時の対応	<p>国は地方公共団体と連携しながら以下対応に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備に努める。 ・災害時において、アレルギー対応食等の集積のため、特殊食品ステーション等を速やかに設置し、適切なタイミングでの提供に努める。 ・災害時において、関係学会等と連携し、アナフィラキシー等の重篤な状態の発生を事前に予防するよう、HPやパンフレット等を用いた周知に努める。 ・災害時において、学会等と連携し、メール等を用いた患者、医療従事者向け相談窓口の構築に努める。
第七条	4) 国民の責務に基づく取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人が、正しい知識を習得し、正しい情報を選択し、適切な対応を取るよう努める(法)
第十条	5) 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な事業を進めるために要する予算の確保と配分(法)
第十一条6	6) アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも5年毎に本指針の見直しを行う(法) ・アレルギー疾患対策を継続的に進めるため、協議会を定期的に開催する。 ・見直しに必要な、継続的な疫学データ及び新しい知見の収集、分析等を行う。そのために必要な研究等は、これを積極的に行う